

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例（素案）パブリックコメントに寄せられた意見と市の対応方針

○パブリックコメント実施期間：令和5年4月1日（土）～4月20日（木）

○寄せられた意見：2件

番号	項目	意見等	回答	
			対応	市の考え方
1	第3条 基本理念	<p>第3条（1）の「性的指向」と「性自認」は、「信条」と見ればよくて、これだけを取りわけ取り上げる必要はありません。</p> <p>「・「性的指向」とは、恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているか、向いていないかをいいます。」</p> <p>「・「性自認」とは自身の性をどのように認識しているかという自己意識の概念です。性自認と身体的性（身体構造上の性）は関係がありません。」</p> <p>この解説をしていますが、「関心」や「自己意識」は思想と信条に吸収されるものです。「性自認と身体的性（身体構造上の性）は関係ありません。」とありますが、関係ないことが分かっているとおり、「性自認」は「性」ではなく「信条」です。このような「性自認」という言葉を使ってほしくありません。</p>	内容を再度検討し条文修正	<p>性的マイノリティに対する理解を深めるため、LGBTQ等の用語の説明でも使用している「性的指向」や「性自認」について、第3条に記載しておりましたが、これらを理由とする差別に対する定義の取り扱いを明確することが難しいことから、「性的指向」「性自認」を削除し、「性的マイノリティ」の文言へ変更いたします。</p>

2	第3条 基本理念	<p>第3条(1)の「性自認」であるが、「心の性別」は神話や宗教の概念で条例にはいけない概念である。</p> <p>自意識の一種を条例化するのは公共政策の範疇を逸脱している。</p> <p>「性的指向」も意識の中のことであるから、条例にはいけない概念である。「物欲指向」等、欲しい物が何かなど、意識の中のことを問うような条例は変であることと同じことである。条例に書いてはいけないことがあることを考えないといけない。</p> <p>同じ第3条(1)の条文「その他の事由を理由とした、」とあるが、範囲が広すぎて何を意味するのか分からない。これならば、このような条文を最初から条例に書く必要はなく、憲法第十四条ですべて処理できるものである。</p> <p>第3条(2)も「全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。」とあるが、憲法の第十一条と第十三条、第十四条なのに、この条文の第3条は(1)で第14条のこと、(2)で第十一条、十三条のことを書いていて、順番も変である。条例に書かなくてもいいことを書き、順番も間違い、条例に書いてはいけない概念を書いているなど、問題が多すぎる。</p>	原案のとおり	<p>「性自認」「性的指向」については1で記載のとおり文言を削除いたします。</p> <p>「その他の事由」については、第3条(1)に記載された事由以外の全ての事由にあたります。条文解説には例として、職業、学歴、社会的身分、門地、疾病が記載されていますが、全ての事由を理由とする、不当な差別や人権侵害を認めないことを表すため、記載した事由以外は全て「その他の事由」となることから、記載しています。</p> <p>憲法に記載されていることを条例に記載することは、この条例について分かりやすく説明するためにも必要なことであり、憲法の順番と条例の順番が相違していることについては、第3条において、(1)の不当な差別や人権侵害を認めないことが重要と捉えているため、基本的人権の尊重より先に記載しているものです。</p>
---	----------	---	--------	---

【市地域協議会】

○寄せられた意見 : 5件

番号	項目	意見等	回答	
			対応	市の考え方
1	その他	条例制定後、市民の末端まで周知されるようにしてほしい	原案のとおり	<p>本条例制定後の市民への周知については、今後、ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議等を通じて、人権尊重意識の醸成に向けた具体的な取組を検討し、広く市民への浸透を図ってまいります。</p> <p>また、人権擁護委員による街頭啓発活動や、小学校における「人権の花運動」、「特設人権相談所など、引き続き、従来の取組を通じて、市民への人権尊重意識の浸透にも努めてまいります。</p> <p>さらに、市のホームページへの掲載や隣組回覧、及びチラシの配布を行う際は、誰もが読みやすいようにフリガナ付きの条例と条例解説資料を併せて配布するなど、市民にとってより分かりやすい周知に努めてまいります。</p>
2	その他	基本理念にそぐわないことがあった場合、市から事業者へ対し勧告等を行うことを入れた方が良いのではないか	原案のとおり	<p>本条例は理念条例であることから、罰則規定等は入れない考えです。人権侵害があった際は法務局と連携を図り対応をさせていただきます。</p>
3	その他	LGBTQ等への配慮をした、公共施設やインフラ等の整備はしないのか	原案のとおり	<p>本条例は理念条例という位置づけで定めておりますので、この理念には具体的な規定は盛り込まない方向で策定いたします。</p>
4	その他	方針や計画等、担当課だけで出来るものではないと思うが、庁内での検討委員会の立ち上げはしないのか	原案のとおり	<p>今後、推進会議を設置すると同時に庁内の検討委員会についても検討してまいります。</p>
5	第7条 人権教育	条文解説の中、人権教育の「 ^{かんよう} 涵養」の読み方と意味はどういうものか	文言修正	<p>ご意見を踏まえ、注釈にて読み方、用語の意味についてを追記します。</p>